

本巢市三世代同居・近居住宅支援補助金チェックリスト(住宅改修工事)

住宅改修工事		
①	申請者は現在、本巢市に住民票をお持ちですか？ 又は改修工事完了後、本巢市に住民票を移す予定にありますか？	はい いいえ
②	三世代世帯の構成員全員が公租公課等を滞納していませんか？	はい いいえ
③	対象住宅に3年以上生活の本拠として居住する意思はありますか？	はい いいえ
④	改修工事完了後、子世帯の全員が対象住宅に居住しますか？	はい いいえ
⑤	対象住宅において、本市で実施している他の補助金や助成金の申請は行っていないですか？	はい いいえ
⑥	三世代世帯の全員が、暴力団等に該当しませんか？	はい いいえ
⑦	対象住宅は子又は親が市内に所有し、子又は親の名義で所有権保存登記または所有権移転登記をしていますか？	はい いいえ
⑧	子又は親が契約した工事ですか？	はい いいえ
⑨	本巢市内の施工業者（支店・営業所を含む）が行う工事ですか？	はい いいえ
⑩	建築基準法その他の法令に基づき、適正に行われる工事ですか？	はい いいえ
⑪	工事費用の合計額（消費税、地方消費税相当額を含む）が100万円以上ですか？	はい いいえ
⑫	現在、子世帯と親世帯の居住地（住民票に記載の住所）が2kmより離れていますか？	はい いいえ
⑬	補助金の対象（次ページに記載）となる改修工事ですか？	はい いいえ
⑭	現在、改修工事着工前ですか？	はい いいえ

・すべて【はい】の方は申請対象です。

※改修工事着工前に申請してください。

※補助金の対象となる改修工事は補助金交付が決定された後、着工してください。

本巢市三世代同居・近居住宅支援補助金の対象となる改修工事は以下の通りです。

- (1) 自ら居住するための部分の増築・改築等
- (2) 屋根・雨樋・柱・外壁の修繕・塗装等の外装工事
- (3) 床・内壁・天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事
- (4) 雨戸・戸・サッシ・ふすま等の取替え等の建具工事
- (5) 電気・ガス等の設備工事
- (6) トイレ・風呂・キッチン等の水周り改修等の給排水工事
- (7) その他市長が三世代同居近居にあたり必要と認めるもの

次に掲げる住宅改修工事は、補助の対象となりません。

- (1) 敷地造成、門、塀その他の外構工事
- (2) 家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等
- (3) 物置、車庫等の設置等
- (4) 国、岐阜県又は本市の住宅改修に係る他の補助の対象となる工事
- (5) その他市長が補助の対象として適当でないと認めるもの

申請書類等一覧表

1	本巢市三世代同居・近居住宅支援補助金交付申請書（様式第1号）
2	本巢市三世代同居・近居住宅支援補助金交付申請計算書（様式第2号）
3	同居前の三世代世帯構成員全員の住民票謄本（続柄の記載されたもの）
4	市内の直線で2km以内に居住することを証明できる位置図等
5	工事概要書又は工事箇所の図面（工事内容が確認できるもの）
6	見積書
7	対象工事に係る敷地又は住宅の権利者が申請者以外にいる場合は、 本巢市三世代同居・近居住宅改修工事同意書（様式第9号）
8	住宅の全景写真（2枚程度）
9	子世帯及び親世帯の市民税等の完納証明書（非課税の世帯構成員は非課税証明書）
10	出生予定の場合にあっては、母子健康手帳の写し

※書類審査により、一覧表にない書類を提出いただく場合があります。